

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		特定商工業者に対する負担金の賦課の許可
根拠法令等及び条項		商工会議所法第12条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審 査 基 準	根拠条項	商工会議所法第12条第1項 商工会議所法施行令第3条、第4条及び第5条 商工会議所法施行規則第4条
	参考事項	商工会議所法施行令第7条第1項 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>商工会議所法抜粋 (負担金)</p> <p>第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p> <p>2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。</p> <p>商工会議所法施行令 (負担金)</p> <p>第3条 法第12条第1項の経済産業大臣の許可は、2事業年度ごとに、受けなければならない。</p> <p>第4条 経済産業大臣は、法第12条第1項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。</p> <p>(2) 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第7条第2項第1号に規定する従業員の数又は同項第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額(その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額)を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。</p> <p>(3) 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額(以下「平均負担額」という。)の1倍半の額を超えず、その最低のもは、平均負担額の半額を下らないこと。</p> <p>第5条 前2条に定めるもののほか、法第12条第1項の規定による負担金の賦課に関し必要な手続的事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>商工会議所法施行規則抜粋 (負担金の許可申請)</p> <p>第4条 法第12条第1項の許可を受けようとする者は、様式第4による申請書に、次の書類を添えて都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度及び前々事業年度における負担金の収支の明細を記載した書面</p> <p>(2) 申請事業年度における商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な経費の明細を記載した書面</p> <p>(3) 法第12条第2項の特定商工業者の過半数の同意を得たことを証する書面</p>